



# 新年区政のお知らせ



面 積  
総 世 帯  
人 口  
男 女

一、面積  
二、総世帯  
三、人口  
四、男女

一一、九六平方キロ  
一二、九六平方キロ  
一三、〇五二世帯  
一四、六八五名  
一五、四八八名  
一六、一九七名

昭和二十九年元月現在

区政  
一 般

東京都豊島区長 須藤喜三郎

昭和二十九年元旦  
十八万区民各位の御健康と御多幸とをお祈り申上げるとともに、区政の概要を御報告申上げます。

昭和二十九年元旦

区役所で扱つて  
る主な事務が一目  
でわかる一覧を作  
りました。御保存  
の上御利用を願い  
ます。

## 区役所各課取扱事務の概要

本区区政の運営は九課一室及教育委員会事務局によつて行はれ、その取扱事務は次の通りあります。

昭和二十七年十一月一日より教育委員会が設けられ以来の区教育課の所管事務の大部は委員会に移され、教育長の統率の下に旧教育職員の身分進退、福祉厚生文書、統計調査募金許可、選舉管轄委員会、公益業務連絡委員会等に関する事務を取扱う。

### 一、総務課

職員の身分進退、福利厚生文書、統計調査

募金許可、選舉管轄委員会、公益業務連絡委員会等に関する事務を取扱う。

### 二、財務課

区の予算編成、経理、物品材料の調達、工事請負契約等に関する事務を取扱う。

### 三、自治振興課

区役所出張所、区政の周知徹底、貯蓄奨励

等に関する事務を取扱う。

### 四、税務課

特別区民税の賦課徴収に関する事務を取扱う。

区役所内に次の各種の相談所が設けられ、夫々専門の相談員が無料で相談に応じている

### 五、民生課

区民の福利厚生、遺族及生活困窮者応急援

護、軍人恩給、公債買受、授産場、法律、結婚

母子相談員、衛生相談員等に関する事務を取扱う。

### 六、戸籍課

戸籍、住民登録、外国人登録、印鑑証明、

埋火葬認可等に関する事務を取扱う。

### 七、商工課

米穀配給、商工相談、商工業組合、商工連

合会商店街連合会等に関する事務を取扱う。

### 八、土木課

道路、橋梁、河川、溝渠、公園の管理、維

持、修繕等に関する事務を取扱う。

### 九、建築課

建築確認、建築相談、地代、家賃統制等に

関する事務を取扱う。

### 十、收 入 役 室

出納、決算、現金及有価証券等の保管、区

金庫、区有財産及營造物の管理並処分、物品の出納保管等の事務を取扱う。

### 十一、教育委員会

教育委員会事務局の職員として学校

教育、社会教育の二課に分属してその事務に從事している。

### 十二、各種相談所

法建相談所（毎週水曜）

結婚相談所（毎週火、金曜）

### 十三、豊島公会堂

本区の中心たる池袋二ノ七六（区役所裏）

に位し、鉄骨鉄筋コンクリート造三階建延五

### 十四、区役所出張所

一九坪余の近代的威容を誇り収容力一、六〇

〇一二、〇〇〇名を有し、舞台、梅花道、大道

昇降室、控室、浴室、舞台照明等完備し、都下屈指

の公会堂である。

区内を九の地区に分けて第一から第九まで

の区役所出張所がおかれて、区役所の事務中区長の日常生活に關係の多い事務を取扱つてゐる区議会事務局があります。

取扱事務及所在地等は五頁に掲載

区民の皆様に特に知つていただきたい  
大きな事務や事業を三十六にわたり、  
以下解説します

### 総務課

#### 一、寄附募集について

寄附募集については「金銭物品等の寄附募集に関する条例」の定めるところに従い、募金開始日の十日前迄に募金区域が区内の場合は区長宛、区域が二区以上にわたる場合は都知事宛の募金許可書を総務課総務係へ提出して許可を受けねばなりません。また区内だけの募金でその金額が三十万円を超える場合は、別に定める募金審査委員会の審議に附することになつております。許可書の様式その他については、係をお尋ね下さい。(97)一、〇〇六、昭和二十八年一月から十一月末までの区長許可の募金は、件数で百十一件、金額では二千九百六十五万三千円となつております。

#### 二、選舉人名簿について

各届選舉に使用する選舉人名簿には、基本選舉人名簿と精査選舉人名簿の二種類があります。基本選舉人名簿には毎年九月十五日現在で、二十三区通算、三ヶ月の任所要件及びその年の十二月二十日で満二十年になる日本国民で欠格事由に該当しない方が登録されます。精査選舉人名簿は、本人の申告により、選舉の行われる都度作成するもので基本選舉人名簿作製後、漸らしく選舉登録ができた方及他からの転入した方を登録します。この名簿には、いづれも縦覧難問があつて、名簿に登録されない方は登録の申出をすることができます。選舉権のある方でも、これらの名簿に登録のない方は投票できません。

#### 三、区民の要望処理について

区役所で直接扱つていないが、区民に極めて密接な関係にあるガス、電気、水道、汲取り等のことについて、皆様の御要望を承り、関係者と連絡の上善處することになつていますので、御遠慮なく御申出下さい。

### 財務課

#### 四、区財政のあらましについて

財政の公明なる運用が、区政の円満なる伸展に寄与しますことは、多言を要しないところであります。かかる観点から本区におきましても区条例の定むるところに従つて、本区予算の内容と財政の運営状況とを公表し続けて参りましたが、この機会に再び本区財政の現況を要約御報告致したいと存じます。

初めに本年度当初予算は昨年八月の地方自治法の改正に伴い早くも本年三月開会の区議会の議を経て可決せられたものであります。問題が全く未解決な状況にありました為、確定なる財源を把握することが出来ず従つて、不可避の支出即ち現員に対する人件費、或は例年行なわれている恒例事業、諸施設物の維持管理に要する経費、又は最少限の一般事務経費等、所謂骨格予算として三億一千八百拾九万五千八百九拾円を編成して昭和二十八年度へ突入致したわけであります。その後に至り前年度に於ける諸事業の繰越金関係経費や、都より給付財源として送り込まれる交付金補助金等が次第に明確となり、第一次追加更正を三月に実施し、以来更に区税收入の状況、財政調整の見込額等も随次明確化するに従い、懸案の諸事業を取り上げ、之を予算面に具現して七月には総額八千六拾四万七千百六拾五円を、更に十一月二十五日には新規財源六千四百二拾四万一千八百四拾円を加じて第三次の追加更正を実施して現在に於ける予算総額は四億九千六百二拾一万八千三百三拾五円と相成った次第であります。これを財源別即ち才入面より見ますとその大宗とも申すべきものは、区税でありまして才入総額の五七%に当ります。これに伴う税の為の諸施策が如何に区民各位の御理解と御協力をいたしてこの特別区民税であります。従つてこの特別区民税の收入成績の良否がかゝつて本区の事務運営の運営に大きな影響を及ぼすのであります。

### 税務課

#### 五、昭和二十八年度特別区民税と諸税の鑑札更新について

豊島区の歳入予算の財源は区税が大部分を占める。この又主要な税目におけるものは特別区民税であります。従つてこの特別区民税の收入成績の良否がかゝつて本区の事務運営の運営に大きな影響を及ぼすのであります。

十二月一日現在に於ける収入状況は予算額二六五、九六〇七七五円に対し収入額一六九、七〇七、六六八円で五六、一%の成績であり、前年に比較すると稍々向上して居りますが、最近に於けるその成績は二十三区中下位にあつて必ずしも好成績とは云い難いので区民各位の絶大なる御協力を仰願いたしました。

雑種税については自転車、荷車、リヤカー等の鑑札の更新について告示第十四号を以つて、十一月二十八日より十二月十一日まで十二日間各所定の場所に於てこれを実施いたしましたが未だ更新されない方々も相当数にのぼつて居ります。未だ取替をされたい方は至急税務課に御出向の上新鑑札の交付をうけ今後の紛糾を避けられるよう切望いたしました。

以上で一般会計関係の概要を御説明致しましたが、本区

におきましては他に特別会計二つを持つて事業を営んでおります。その一つは公益賃貸事業であります。本区公益賃貸については池袋と日出町の二ヶ所で經營されております。本年当初に於る予算総額は二千五百四拾万一千二百拾二円であります。そのうち二千二百九拾一万七千円が本会計本来の目的である貸付金に計上せられております。之は貸付元金七百六拾三万九千円の年間三回転を見込んだものであります。残余は人件費並に一般事務経費であります。その後七月に前年度決算による繰越金を財源として、内五拾万円を貸付金に投下して十一月以降の回転率見込額六十二万五千円とこの利子收入合二万一千五百円を收入に見込み、才出に於ては貸付金及び予備費に充当し、才出入の均値を団り、本特別会計現在予算額は、才入才出共二千六百八拾八万三千五百七円と成っております。

他の一つは特別会計商工業融資事業会計であります。本年八月一日より実施しております。之は一般会計より五百円を繰入金としてこの金額を本区特約信用金庫に預託し預金利息收入見込額十二万五千円をもつて計五百十二万五千円が才入才出予算額として計上されています。

### 税務課

#### 五、昭和二十八年度特別区民税と諸税の鑑札更新について

豊島区の歳入予算の財源は区税が大部分を占める。この又主要な税目におけるものは特別区民税であります。従つてこの特別区民税の收入成績の良否がかゝつて本区の事務運営の運営に大きな影響を及ぼすのであります。

十二月一日現在に於ける収入状況は予算額二六五、九六〇七七五円に対し収入額一六九、七〇七、六六八円で五六、一%の成績であり、前年に比較すると稍々向上して居りますが、最近に於けるその成績は二十三区中下位にあつて必ずしも好成績とは云い難いので区民各位の絶大なる御協力を仰願いたしました。

雑種税については自転車、荷車、リヤカー等の鑑札の更新について告示第十四号を以つて、十一月二十八日より十二月十一日まで十二日間各所定の場所に於てこれを実施いたしましたが未だ更新されない方々も相当数にのぼつて居ります。未だ取替をされたい方は至急税務課に御出向の上新鑑札の交付をうけ今後の紛糾を避けられるよう切望いたしました。

## 商工課

### 六、商工業景氣資金の融資について

本区に於ては昨年八月より区内中小商工業者の事業活動に必要な資金を小口融資を実証に依り実施しておこなっておりますが、御利用下さい。この融資金の趣旨は、これによつて本区中小商工業者の蒙るべき経済的压迫を緩和すると共に自己資本の充実による経営の自立能力を確立し、以て本区商工業の振興発展の一助とするものであります。

### 1、融資金額

老千円

### 2、借入申込者の資格

(1)区内同一事業を引き継き一年以上営んでいる者

(2)特許又は登録を完結している者

(3)遊漁證書閑絶を除く

(1)金貸、販賣と並び一人三万円以内

(2)賃金の支給。賃金は賃金の過半資金、設備

### 3、貸付条件

八、区政地区委員並区政地区協力員

とは

民主的な区政を行うには一般区民の深い理解と協力を必要とされ、そこで本区は区政を実現させると共にその運営を効率的に行うため、区長所の区域内に区民の代表である区議会議員を中心とし、之に各層の代表者を含め西暦二十四年三月地区委員制度を設置し、毎月地区委員会を開催の上、区政の開拓と区民の要望に答えて誠に好評を博しております。その後議論を経た同年十月更に進んで大方の要望に応え、地区委員会の協力機構として各区の連絡ある有識者の参加を得て西暦七十三年九月に一名の副会長を以て区政地区協力員を委嘱し、区政の伸張発展を図りました。

## 自治振興課

### 1、区内同一事業を引き継き一年以上営んで

いる者

(2)特許又は登録を完結している者

(3)遊漁證書閑絶を除く

(1)金貸、販賣と並び一人三万円以内

(2)賃金の支給。賃金は賃金の過半資金、設備

### 4、申込場所

区役所商工課内商工相談所

### 5、取扱金融機関

集鷹信用金庫、山手信用金庫池袋支店、京北信用金庫。

### 6、返済方法

日換又は月換による

### 7、商工相談所について

当区役所商工課内にありますこの商工相談

所は区内商工業者の皆様の為にそのみちの指

導員を委嘱して各種の御相談に応じて居ります。

どうぞ御気軽にこの相談所を御利用下さい。

電話(97)二〇二七(直通)又は一一〇

一一三(交換)

## 十、軍人恩給、遺族扶助料

一、旧軍人恩給は昭和二十八年八月一日の現存者について復活し普通恩給、第六項並以上の

増加恩給及び扶助料は本年四月分から第七項

症の増加恩給及び傷病年金は昭和二十九年四月分から支給せられることとなりこの受付を

開始いたします。恩給の種類は

普通恩給、増加恩給、傷病賜金(年金)、普

通扶助料、公務扶助料、一時恩給及び一時扶

助料であります。申請に必要な用紙は区役所

通扶助料、公務扶助料、一時恩給及び一時扶

## ◎相談内容

金融、商店経営、店舗改修、債務、経理、

酒店診断、工場診断、取引契約書の閲覧、特

許、実用新案、遠近両埠頭輸出、鑑定査定

その他の商工業振興に関する事項。

## ◎面接時間

午前九時より午後三時まで。但し持合閑係は午後二時より午後五時ま

で、専門知識を有する場合は午後二時半迄に延びて、午後五時まで延ばす場合にあります。

午後五時より午後六時まで、午後六時より午後七時まで。

午後七時より午後八時まで、午後八時より午後九時まで。

午後九時より午後十時まで、午後十時より午後十一時まで。

午後十一時より午後十二時まで、午後十二時より午後一時まで。

午後一時より午後二時まで、午後二時より午後三時まで。

午後三時より午後四時まで、午後四時より午後五時まで。

午後五時より午後六時まで、午後六時より午後七時まで。

## 十一、法律相談所、結婚相談所、母子相談所

各相談所は次の日程で区役所内婦人会館に

## 戸籍課

### 十五、戸籍謄本、抄本、記載事項証明の請求について

本管轄の区役所又は役場に請求します。手数料は一枚につき(記載事項証明は一件につき)三十円で、全国同一です。郵便で請求する場合は、手数料の外に返送料と便切手を添えて下さい。

### 十六、住民票謄本、抄本、記載事項証明の請求について

生所地の区役所出張所又は役場に請求します。これは、昭和二十七年七月からできたもので入学、就職、扶養家庭の証明等その他の本籍、異住を証明する場合に便利です。手数料その他戸籍の場合と同様です。

### 十七、戸籍の届出について

出生届は医師又は助産婦の出生証明を添えて、十四日以内に死節の証書を添えて七日以内に

## 土木課

### 二十、砂利道修繕の実施について

篠末に当り、区内全般に亘つて交通量の多い道路に砾石を撒布し新春にそなえ様と目下実施中であります。

### 二十一、側溝設置工事の実施について

篠末迄に亘り側溝設置を約四千米設置される事に成り且下施工中であります。

### 二十二、小型ローラーが出来ます

今後の追加算定を以て、ロードローラーの購入が決定され、此の小型ローラーは直角四点走行の自走式軽型の出来た道路用車両として既に新車に使用されるのであります。

婚姻届は期間は定めていませんが、結婚式と同時にするのが理想的です。届出をしないと夫として妻としての権利ができない。

生まれた子供は嫡出子となりません。

### 十八、住民登録の届出について

転入届は他区から転入した場合に区内で異動した場合に

転居届は同管轄内で新世帯をつくったときや、世帯主を変更した場合に

十四日以内に、区役所出張所をお預けください。

### 十九、戸籍相談について

わたくしたちは誰でもいつどこで生れたかは誰かと結婚したかの子供が何人あるかなどとあらうに、私たちの身分関係を登録したのが戸籍です。だから戸籍は私たちの身分を証明する唯一の記録です。このような大切な戸籍は、私たちの正しい届出によりつくられるのです。

区役所では、区民の皆さんの戸籍相談に応えるため、戸籍課に『戸籍相談所』を設け、また区内には百七十数名の『戸籍相談委員』の方々が、徳相談に応じています。

## 建築課

### 二十六、住宅新築の手続きについて

先づ宅地選定について、その土地の現況に接しているか、いらないかと言うことになります。若し道路に接していない場合は空き地にてることが出来ます。最も良い土地が分譲されますが、適度な地代も必要になります。分譲されるに付けては、道路修繕費の指定を受けてから分譲する必要があります。

次に土地について、地代の額及び建物の用途別に、標準的、一般的、特殊な種類の空地の現況を査定する場合、地代を算定する場合の標準的なもの三・七に、坪每坪一千円を標準額と定めますので、それの倍率を乗じて算定してお求めのうえ、方丈、面積、日程、耐用年数等を考慮して設計され、そうして競業者を選定して下さい。

現在地代、火災、台風等の影響に対しても監視し、我が家が出来上がり次第、地代へ力のなる権利を行使して下さい。

### 二十七、地代家賃について

地代家賃についての場合は、家主が借りたままのものを地代家賃とも呼称が許され、それがもともと地代家賃としてのものと、数年の改定のものと、次のように地代家賃が定められます。その結果方針は、地代に接する者と接する者ととの合計額で、開拓は此の改定額を呼んで授与したるものとなります。地代は地代家賃を除くもの三・七に、坪每坪一千円を標準額と定めます。

### 二十八、区立中小学校P・T・Aによる石門心学の開講について

本区に於ては、先駆的施設並に中小学校教諭及び校務主任を対象とし、石門心学を講説したが之を機会として去る十二月十日区議会議場に於て、小学校教諭P・T・A連合会長及び校務主任を相手に石門心学講師として古川泰司先生が、本年四月から始まり、年内八ヶ所の公共施設所が今後整備されることに成りました。

### 二十九、学校園書館の建設について

本区に於ける学校園書館の建設は、本区立小学校教諭P・T・A連合会長が、教育大お茶の水女子大学助教授洞雲寺住職お茶の水女子大学助教授東大講師藤原真良古田紹鉄長谷川鉄平

## 教育委員会

### 二十三、総合運動場が整備されます

西東郷一丁目本区総合運動場は予算不足で手入れが出来なかつたが、今回の追加更正により外柵、弓場、テニスコート等整備される事に成りました。

### 二十四、公共便所が美しく成ります

本年四月から都より引継がれ大歓びで区内八ヶ所の公共便所が今後整備される事に成り感心が良くなります。

### 二十五、池袋東口が整備されます

久しく地下鉄工事のため材料置場其の他の交差点も出来ず、美觀を損してしまった今月中旬迄に中央植物帯を設け、道路の補装され、区民待望の駅前が、面目一新することに成りました。

区役所 (池袋) ..... 役室 二〇四五 ..... 財務課 ..... 三七三一  
代表 二〇一~五 ..... 自治課 二〇一~一 ..... 教育課 二〇一七 ..... 商工課 二〇一七  
水泳・弓道・柔道はそれぞれ連盟を組織して  
豊島体育協会に加盟してゐる。 ..... 一〇

あり、本区教育の充実発展のため区民各位の一層の御支援と御協力を切望致します。

### 三十、精神薄弱児の特殊学級の開設に就て

精神薄弱児の收容対策に就てはかねてより区及び区教育委員会に於て慎重検討を経、来る第三期より区立大塚台小学校と同長崎小学校に次々に開設される運びとなつたが是等の生徒、児童の教育に就ては区民各位の深き御理解をいただきたいのであります。

#### 一、設置学校並学級数

大塚台小 小学部一 中学部一

長崎小 小学部一

#### 二、收容人員

一学級十五名以内（小学部三十名以内、中学部十五名以内）

#### 三十一、社会教育団体について

婦人団体

子供会

ガールスカウト

海洋少年団

青少年赤十字団

PTA各小中学校各学校に設置

### 豊島公会堂

本公会堂は二十七万区民の総力を結集して昭和二十七年十一月末落成開館されたもので以来、式典、講習会、音楽舞踏、演芸その他各種の舞台芸術の公演会、映画会等明るく香り高い文化的催しに利用され、区内は勿論、現在では東京都内各区にまで普及利用されております。

### 三十五、豊島公会堂使用案内

午前前三時間 午後 使用料 四、〇〇〇円 七、〇〇〇円

- ◎ 公会堂備付備品は左の通りです。
- ◎ 置舞台、演壇、屏風、グランドピアノ、映写機、舞台照明、拡声装置。
- これら特殊器具の使用については別に使用料を徴収致します。

### 三十六、区役所出張所で取扱つてゐる事務と出張所の所在地及管轄区域

する事務

#### 取扱事務

- 1、転出入及び住民登録に関する事務
- 2、転入学及び印鑑証明に関する事務
- 3、区税の收納及び主食の配給に関する事務
- 4、埋火薬認許証及び都民葬儀券の交付に関する事務
- 5、畜犬登録、汲取券の売捌に関する事務
- 6、区政地区委員、同協力員に関する事務
- 7、保健衛生に関する事務
- 8、区政の周知徹底に関する事務

出張所	所在地(電話番号)	所管区域
第一出張所	(94)三ノ三 四九七五	
第二出張所	(97)〇四三一	西堀鶴込一、二、三、四、五、六、七丁目
第三出張所	(97)〇四五四	西堀鶴込三、四丁目
第四出張所	(97)一ノ一〇三五	西堀鶴込一、二、三、四、五、六、七丁目
第五出張所	(97)一ノ一〇五七	西堀鶴込一、二、三、四丁目
第六出張所	(95)一ノ三八七〇	西堀鶴込一、二、三、四丁目
第七出張所	(95)一ノ三八九	西堀鶴込一、二、三、四丁目
第八出張所	(95)五九一三	西堀町一丁目
第九出張所	(95)二八二六	西堀町二、三、四丁目
全臨時分室	(95)千川一ノ一〇五六四	西堀町三丁目

# 謹 賀 新 年

区政に對する平素の御協力を感謝し貴家の  
御多幸と御健康とをお祈り申上げます

昭和二十九年元旦

## 豊島区議会

建設委員長	商工委員長	財務委員長	監査委員長	副議長	助役	区長
塚笠 関佐阿矢古大森土齋木四奥村森田市花宮早						
久 越原 間部島賀金 屋藤村海仲田川村川山坂						
常孫敏市志博 幸 鶴界民弥文重為次郎(文建)			繁太郎			
三藏子(財厚) 蔵え文(文商) 清登(自建) 二(自建)	三藏(財商)	吉(財厚)	茂三郎(財商)	吉(財厚)	吉(財厚)	
			(総厚)	(総文)	(総文)	

収入役	吉田徹雄	豊島区議会	区長須藤喜三郎

教育委員	職員	議長・早川繁太郎	副議長・宮坂忠長
吉杉清元	秋田加山足島山大森神納橋外松金今		
田浦水谷元部	島藤口立立田下島 林谷本川本山泉		
鉄録宇正ス	太幸平藤勝太郎虎不二雄(総文)	精義雄(厚建)	一(自建)
茂吉(財厚)	吉(厚建)	吉(厚建)	吉(厚建)

収入役	会計係長	建物係長	土木係長	商工係長	戸籍係長	民衆係長	微課係長	税務課長	財務課長	予算係長	福利係長	統計調査係長	助役	区役長
稻村	金栗小川白後高幡佐伊島広湯三渡長山田小松岸多日田古田山	佐々木須所												
源作	坂原山島取藤橋田場田藤田江芳辺町下中山沢野田比中田村	木山村藤												
	繁英秀秀英軍增正美善竹貞	一正昌	昌辰敬	寛里恭正	正英	英樹	秀喜	三						
	樹次吉吉茂一次二隆雄郎雄碧実郎界康勤陸則助	男三道吉茂夫	二夫	雄崇郎										

監査委員	委員長代理	豊島区選舉管理委員会	委員長	委員長	委員長	教委員会事務局	管財係長
萩花	渡島勝大	秋武井染片	並立	横瀬	高桑石津吉相	内久金	秋本清
原山	辺居山類	元部山谷岡	木川山	藤	島原川村川馬馬野田野崎		
貴豊三郎	義敬好哲	正り平喜七	鷲敏美	喜弘円英堅	末茂政		
光郎	親善象夫	雄つ郎郎	則一	右	繁衛光敬作郎男武吉蔵隆		